

中野プランツ株式会社

労働者派遣事業における情報の提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項の定めにより、下記の情報を提供いたします。

- 許可番号 派28-301535
 対象期間 2023年7月1日～2024年6月30日

項目	2024年派遣事業報告
派遣労働者の数	5人
派遣先の数	4社
派遣料金の平均額	44,000円/日（8時間）
派遣労働者賃金の平均額	31,300円/日（8時間）
マージン率	29%
教育訓練に関する事項	ビジネスマナー研修・外部研修等
雇用安定措置を講じた人数	5人

◆ マージン率

$$\text{マージン率} = \frac{\text{労働者派遣に関する料金額の平均額} - \text{派遣労働者の平均給与額}}{\text{労働派遣に関する料金額の平均額}}$$

◆ マージン率の内訳

- ・ 営業利益
- ・ 事業主が負担する社会保険料、労働保険料
- ・ 従業員が取得する有給休暇、慶弔等の特別休暇に充当した費用
- ・ 各種手当に関する費用
- ・ 教育研修、資格取得報奨金に関する費用
- ・ 従業員採用に関する費用
- ・ 福利厚生に関する費用
- ・ 健康診断に関する費用
- ・ 管理費（間接部門人件費、オフィス賃貸料、光熱費、通信費、社有車、社宅、会社設備等）に関する費用
- ・ 研究開発や新製品開発に関する費用

◆ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否か（締結している・締結していない）

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（全ての派遣労働者）
当該労使協定の有効期間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）

以上